

病院へのアプローチ方法及び改善状況の報告について

標記については、下記の通りの対応をお願いいたします。

1. 各都道府県に所在する病院の回答状況データについては、本事業の委託先である（株）アストジェイから各都道府県医療勤務環境改善ご担当者のメールアドレスに別添様式のエクセル（以下、「シート」とします）を電子媒体で都道府県ごと個別に送付されます。なお、ファイルには回答が記載されている箇所には保護がかかっており、修正できない仕様となっています。
2. 各都道府県医療勤務環境改善ご担当者にシートが届きましたら、各医療勤務環境改善支援センター（以下、「勤改センター」とする）において医療労務管理アドバイザー等が「5」にお示しする要領で、該当する病院に電話や訪問等により回答内容の照会や法令違反の可能性が高い場合の助言等をお願いいたします。

3. アプローチを要する病院と確認項目について

各都道府県勤改センターにおいては、下記に掲げる項目について、管内病院の回答状況をご確認いただき、必要に応じて該当する病院に対して法違反とならないための確認や助言等を行っていただくようお願いいたします。なお、調査票の提出はあったが、以下の問において「未回答」となっている病院に対しても、状況の確認を行ってください（調査票自体が未提出の病院への対応については「8」をご参照ください）。

- ・調査票問5において、「ウ」もしくは「エ」の回答をした病院に、宿日直許可を得ていない場合は、宿日直は時間外・休日労働として取り扱う必要があることの周知
- ・調査票問6において「ア」の回答した病院に、2024年4月以降は地域医療提供確保暫定特例水準や集中的技能向上水準の適用を受ける者でなければ、時間外・休日労働時間数は、年960時間以下とする必要があることとなる予定であることの周知

- ・調査票問6において「ウ」の回答をした病院及び調査票問8において、「イ」もしくは「ウ」の回答をした病院に、労働時間管理の方法等
- ・調査票問9において、「ウ」もしくは「エ」の回答をした病院に、36協定は時間外・休日労働をわずかでも行わせる場合には締結が必要である旨を伝えた上で、36協定に関する今後の方針聴取（特に問6で「ア」の回答をしている場合は、36協定の締結が不可欠であること）
 - ・調査票問10において、「エ」の回答をした病院に対して、わずかでも時間外・休日労働を行わせる場合には36協定の締結が必要であること、また、36協定で締結した時間数を超えて時間外・休日労働を行わせることは労働基準法に違反する旨を伝えた上で、36協定が医師の勤務実態に即した対応となっているかの確認
- ・調査票問11において、「エ」の回答をした病院に対して、前月の時間外・休日労働が80時間を超えた者から申し出があった場合には、面接指導を実施する必要があることを伝えた上で、長時間労働をしている医師への面接実施に向けた支援

4. 各都道府県勤改センターから管内病院にアプローチした結果については、シート中の「問5の改善状況」セル、「問8の改善状況」セル、「問9の改善状況」セル、「問10の改善状況」セル、「問11の改善状況」セルにおいて、各項目の月末時点の状況を選択してください。選択肢は以下のとおりです。

問5：「周知した」

問6（「ア」回答病院）：「周知した」

問6（「ウ」回答病院）・問8：「是正を確認した」・「病院で対応中（センターフォロー中）」「訪問支援を実施し、センターでフォロー中」・「電話での助言を実施し、センターでフォロー中」・「電話で初回アプローチを実施した」

問9・問11・問11：「是正を確認した」・「病院で対応中（センターフォロー中）」「訪問支援を実施し、センターフォロー中」・「電話での助言を実施し、センターフォロー中」・「電話で初回アプローチを実施した」・「不要」

※「不要」は、問9であれば、時間外・休日労働が一切なく36協定締結不要であることが確認された場合、問10であれば、時間外・休日労働が一切なく36協定締結不要であることが確認された場合、又は、締結されている

36 協定が時間外・休日労働の実績を踏まえたものとなっていることが確認された場合、問 11 であれば、対象となる医師がないことが確認された場合に選択ください。

また、未回答となっている病院に回答を確認をした結果については、該当箇所に確認した回答を入力するとともに、アプローチ後の対応状況欄を「改善状況セル」で状況を選択してください。

なお、問 9 でウ・エ、問 10 でエを選択している病院に確認した結果、時間外労働がまったく発生しておらず 36 協定の届出の必要がない場合には「不要」を、問 11 でエを選択している病院に確認した結果、対象となる医師がない場合には「不要」をそれぞれ選択してください。

5. 「4」で入力されたシートは、メールで（株）アストジェイに送信してください。厚生労働省は（株）アストジェイから、各都道府県の進捗状況の報告を受けます。

（株）アストジェイの報告先メールアドレスは、
roumukanri-jimukyoku@astweb.co.jp です。

なお、報告にあたっては、ファイルにパスワードを設定した状態でメールを送付してください(詳細は(株)アストジェイから別途お知らせします)。

※電話での問い合わせは、03-6262-9714 にお願ひします（担当は白石・近藤・浅間の各氏）。

6. 毎月のスケジュールは下記のとおりです。

・9月24日（火）メド：（株）アストジェイから各都道府県ご担当者あて初回データ送信

・データ受領後～9月30日（月）：都道府県における病院へのアプローチ期間（初回）

・10月1日（火）～10月10日（木）：9月30日（月）現在の状況を（株）アストジェイに報告。

※病院へのアプローチは報告期間中も継続して実施。

・以降、毎月月末（令和2年2月末日まで）の状況を翌月10日までに（株）アストジェイにご報告ください。

※10月10日までのご報告については、データ受領から月末まであまり時間がないことから、ほとんど対応できていない場合であっても、9月30日の

状況をありのままご報告ください。

7. 勤改センターからアプローチをした病院に対しては、法令違反の可能性が解消されたことが確認される（「4」において「是正を確認した」となる）まで、1か月に1回程度フォローアップを行い、改善に向けた病院の取組の進捗を確認してください。
8. 調査票自体が未提出の病院に対しては、「3」でお示ししている調査票を提出した病院に対するアプローチ及び是正に関する支援が終了した段階でアプローチ下さい。アプローチにより把握した状況についてはシートに入力の上、「6」のスケジュールに沿ってご報告ください。
9. 調査票問3、4、6では、各病院の医療機能等の情報や年の時間外労働が960時間を超える医師の有無を記入していただいています。これらの情報を掛け合わせることで「医師の働き方改革に関する検討会」報告書で示された、地域医療確保暫定特例水準（以下、「(B)水準」という。）の適用医療機関に該当する可能性のある医療機関を把握することができます。（下記参考に掲げる機能を有する医療機関で、質問票問6で「ア」を回答している医療機関は、(B)水準適用となる可能性があります）

こうした情報については、地域医療構想担当部署や医師偏在対策担当部署等、都道府県内の関係部署と共有のうえ、医療行政の実施にお役立てください。

【参考：地域医療確保暫定特例水準を適用される医療機関に求められる医療機能】

- ◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」」双方の観点から、
 - i 三次救急医療機関
 - ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」 かつ 「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」

- iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
- iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関
(例) 精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関
以上について、時間外労働の実態も踏まえると、あわせて約 1,500 程度と見込まれる。

- ◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関
(例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等